

令和6年度及び令和7年度

広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請要領（町内業者用）

令和6年度及び令和7年度において、広陵町（土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団が発注する建設工事の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

※ 令和6年度及び令和7年度の競争入札参加資格申請より、次の2点について変更しましたのでご注意ください。

(1) 従来の書類提出に加えて、所定のエクセルファイル（建設業者カード（広陵町様式⑧-1））に入力後、指定されたメールアドレスに送信してください。

(2) 町内に本店のある建設工事業者は、希望する工事業種を2業種選択することができます。

1. 競争入札に参加する者の必要な資格

競争入札に参加を希望する者は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日（令和6年2月1日）直前2年の営業年度において、営業実績を有して

いない者

- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 受付対象者

次に掲げる条件をすべて満足する者

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業許可を受けている建設業者で、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日(決算日)とする経営事項審査を受けている者
 - ※ ただし、今回の申請より2業種目として選択された希望する工事業種に対応する許可業種について経営事項審査を受審していない場合は、経過措置があるため、8. 留意事項⑧をご覧ください。
- ② 本店が広陵町内の所在地で建設業の許可を取得している者

※ 広陵町の格付けを取得するためには、令和5年1月1日以前から引き続き、法人にあっては、広陵町内に本店を有し、個人にあっては、広陵町内に居住する者でなければなりません。

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで

※ データの送信及び郵送の受付は令和6年2月29日(木)午後5時必着とします。

※ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとします。

5. 受付方法と受付場所

(1) 建設業者カード（広陵町様式⑧-1）のエクセルファイルについて
下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : koryo.soumu-gts@theia.ocn.ne.jp

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した建設業者カード（広陵町様式⑧-1）及び申請書等その他書類について
下記の場所に持参又は郵送してください。

広陵町役場 2階 総務課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

TEL 0745-55-1001 内線1246

郵送の場合は、封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町内・建設」と赤字で記入してください。

6. 提出部数 1部

7. 提出又は送信書類

注：紙で提出する書類は以下の順番に綴りホッチキス止めをして持参または郵送してください。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。

なお、郵送の場合で申請書類の受付証をご希望の方は、切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

① 令和6年度及び令和7年度 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請書（広陵町様式①-1）（必須）

② 承諾書（広陵町様式⑦-1）（必須）

③ 建設業者カード（広陵町様式⑧-1）（必須）

※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。

※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。

※入力したエクセルファイルのデータを（１）送信するとともに（２）印字したものを提出してください。

（１） ５（１）に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのままで送信してください。

※ 押印は不要です。

※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

（２） 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに提出してください。

上に記載の（１）と（２）の両方をしてください。

※ 「申請する営業所情報」欄には本店と代表取締役（個人事業の場合は事業主）を入力してください。

※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ケタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。

※ 「本店情報」欄については入力不要です。

※ 印字して提出する書類にのみ使用印を押印してください。

使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印で、法人の場合は法務局に登録された代表者の印をお願いします。

※ 「業者区分」欄は、「町内」を選択してください。

※ 「建設業許可」欄には、許可者を選択し、許可番号を入力してください。

※ 「経営事項審査結果」欄には令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査結果の内容を、該当する項目ごとに入力もしくは選択してください。

※ 「希望する許可業種の経審情報」欄には、まず右端の「B 希望工事業種 町内業者のみ」欄で、希望する工事業種を選択してください。今回の申請より、希望する工事業種は2業種まで選択できますので、1業種または2業種を選択してください。（工事業種については別紙を参照してください。）

次に左端の「A 登録希望する許可業種」の箇所には、選択した工事業種に対応する許可業種（建設業許可29業種）と許可区分（一般又は特定）を選択し、それぞれの経審P点（総合評定値）と完成工事高を、経営事項審査結果通知書の内容どおりに入力してください。（工事業種と建設業種の対応についても別紙を参照してください。）

なお、今回の申請より2業種目として選択された希望する工事業種に対応する許可業種について経営事項審査を受審していない場合は、経過措置があるため、8.

留意事項⑧をご覧ください。

④ **代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)**

- ※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は役場住民課で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑤ **経営事項審査結果通知書〈写し〉(必須)**

- ※ 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日(決算日)とするものを提出してください。

申請中で通知書が届いていない場合は、申請先の受付印のある受付票の写しを提出するとともに、通知書が届いたら早急にその写しを提出してください。

- ※ 経営申請後に資本金、許可の種別(一般又は特定)、一部業種の追加・廃業、技術職員数の変更等があれば、赤字で修正してください。

⑥ **町内業者の確認資料(必須)**

法人の場合 → 商業登記の登記事項証明書(履歴事項証明書)〈写し〉
個人の場合 → 住民票抄本〈写し〉

- ※ 商業登記の登記事項証明書は法務局で、住民票抄本は役場住民課で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑦ **納税証明書〈写し〉(必須)**

・ 法人の場合	{	法人税	
		及び消費税(税務署)	〈様式その3の3〉
		県税(県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		町税(役場)	〈滞納のない証明〉
・ 個人の場合	{	所得税	
		及び消費税(税務署)	〈様式その3の2〉
		県税(県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		町税(役場)	〈滞納のない証明〉

- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

※ **町税に関する注意事項**

ア 滞納のない証明(完納証明書)ですので、ご注意ください。

イ 役場住民課で発行しています。

証明書の申請時に委任状が必要な場合があります。

法人の場合、「代表者」以外の申請は、委任状(代表者の印の押印のあるもの)

の添付が必要です。

個人の場合、「代表者」や「代表者と同世帯の家族」以外の申請は、委任状の添付が必要です。

⑧ 建設業許可証明書〈写し〉(必須)

※ 許可通知書の写しでも提出できます。

⑨ 工事経歴書(建設業法様式第二号)(必須)

※ 経営事項審査申請時の提出書類の写しを提出してください。

⑩ 役員・従業員数(令和6年2月1日現在)調書(広陵町様式②)(必須)

※ 令和6年2月1日現在で記入してください。

※ 「技術員の内訳人数」は、希望する工事業種の技術員の数を記入してください。

ここで人数を記入する技術員は、常勤の役員もしくは恒常的な雇用関係にある従業員でなければなりません。

※ 希望する工事業種を2業種選択した場合、同じ技術員が両方の技術員を兼ねることができません。

※ 法人でない場合は、「役員」については個人事業主を記入してください。

※ 今回の申請より2業種目として選択された希望する工事業種に対応する許可業種について経営事項審査を受審していない場合は、経過措置があるため、8. 留意事項⑧をご覧ください。

⑪ 役員・従業員名簿(広陵町様式③)(必須)

※ 令和6年2月1日現在で記入してください。

※ 次の希望業種に応じた様式を選んで記入、提出してください。

土木一式の場合	→	広陵町様式③-1
建築一式の場合	→	〃 ③-2
上下水道設備の場合	→	〃 ③-3
上記以外の業種の場合	→	〃 ③-4

※ 職種名は、「役員」、「技術員」の該当の欄に○印を入れてください。

※ ここで記入する者は、常勤の役員もしくは恒常的な雇用関係にある従業員ですが、従業員については希望業種の技術員のみを記入してください。

※ 「技術資格等」は、該当する技術資格欄に○印を入れ、その他の資格については「その他資格」欄に資格名及び等級を記入してください。

※ 様式③-4については、「希望業種名」に業種を記入するとともに「技術資格等」欄に資格名及び等級を記入してください。

※ 監理技術者資格者は、「その他資格」欄に「監理技術者」と記入してください。

- ※ 技術士は「その他資格」欄に「部門」と「選択科目」を記入してください。
- ※ 実務経験による技術員は、「その他資格」欄に「実務経験」と記入してください。
- ※ 今回の申請より2業種目として選択された希望する工事業種に対応する許可業種について経営事項審査を受審していない場合は、経過措置があるため、8.留意事項⑧をご覧ください。

⑫ 直近の経営事項審査申請で提出した「技術職員名簿」【20005帳票】〈写し〉(必須)

- ※ 土木事務所の受付印のあるものに限りです。
- ※ 令和6年2月1日現在と内容が異なる場合は、赤字で訂正願います。
- ※ 最新の経営事項審査申請で提出したものであり、②の経営事項審査結果通知書の時のものと違っていてもかまいません。

⑬ 技術員の恒常的な雇用関係を証明するもの (必須)

- ※ 役員・従業員名簿の技術員について、提出していただく書類は、次のとおりです。

- 社会保険と雇用保険に加入の場合 → (1)または(2)のどちらかを提出
例:法人の従業員等
- 社会保険に加入(雇用保険適用除外)の場合 → (1)を提出
例:法人の役員等(後期高齢者を除く)
- 雇用保険に加入(社会保険適用除外)の場合 → (2)を提出
例:社会保険適用除外事業所の従業員等
- 社会保険、雇用保険適用除外の場合 → (3)を提出
例:個人事業主本人及び専従者、法人の役員(後期高齢者)等

(1)、(2)、(3)
は下に記載し
ています。

(1) 健康保険被保険者証〈写し〉又は社会保険加入証明(事業所と被保険者加入証明)〈原本〉

- ※ 社会保険加入証明の日付は、令和6年2月1日以降のものとしします。
- ※ 社会保険加入証明(事業所と被保険者加入証明)の代わりに標準報酬決定通知書の写しを提出することは認めません。

(2) 事業所別被保険者台帳照会〈原本〉(ハローワークの証明印があるもの)

- ※ 日付は、令和6年2月1日以降のものとしします。

(3) 審査基準日時点で有効な国民健康保険被保険者証〈写し〉又は後期高齢者医療被保険者証〈写し〉

⑭ 技術員の資格を証明するもの〈写し〉(必須)

- ※ 役員・従業員名簿の技術員の資格を証明するものとして、各資格の合格証明書、監理技術者資格者証等の写しを提出してください。
- ※ 実務経験による技術員は、実務経験証明書を提出してください。
- ※ 実務経験証明書は、建設業許可申請様式第9号を使用してください。(経審申請で提出した実務経験証明書の写しでも提出できます。)

⑮ 表彰等の証明書類〈写し〉

(希望業種が土木一式、建築一式、上下水道設備で、受けられた者のみ)

- ※ 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、建設業界の発展に貢献した等により叙勲又は褒章を受けた者及びその者が代表する法人、並びに国土交通大臣又は奈良県知事の表彰を受けた法人若しくは個人については、表彰状の写しを提出してください。

**⑯ ISO9001及びISO14001の認定登録証等(付属書等)
〈写し〉**

(希望業種が土木一式、建築一式、上下水道設備で、取得された者のみ)

- ※ 土木工事業・建築工事業・舗装工事業が認定範囲として登録されていることが確認できるもの(例：建築物、土木構造物の施工)を提出してください。

⑰ 本店事務所調書(広陵町様式⑤)(必須)

ア 本店事務所付近の見取図

- ・ 本店事務所所在地は赤色のペンで記入してください。
- ※ 地図を貼付しても結構です。

イ 本店事務所外部の写真

- ・ 看板・標識等は文字が判読できるようにしてください。
- ・ 事務所等の状態が分かる全景・入口の写真を貼付してください。
- ※ 全景写真1枚で、看板等の文字が読みとれない場合は、入口の看板等の写真を別に貼付してください。

ウ 本店事務所内部の写真

- ・ 机・パソコン・電話・FAX・コピー機等、内部の様子が分かる写真を貼付し

てください。

※ 写真1枚で判読不能な場合は、数枚に分けてください。

⑱ 資材置場の付近見取図、平面図及び写真（広陵町様式⑥）（必須）

※ 資材置場の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚貼付してください。

※ 平面図は、間口及び奥行き寸法、資材の配置状況等を記入してください。

※ 付近見取図は主な目標物を入れてわかりやすく記入してください。

8. 留意事項

① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。

② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

③ 審査終了後、法人にあっては広陵町外に本店を移したとき、個人にあっては広陵町内に居住していないときは、町内業者の資格を失います。

④ 経営事項審査を毎年受け、審査結果の通知があり次第、写しを提出してください。また、建設業の許可を更新した場合も通知があり次第、写しを提出してください。有効期限を過ぎても提出されないときは、競争入札参加資格が停止され入札への参加及び契約ができない場合があります。

⑤ 資格審査要件の継続性を確認するため、経審結果通知書の記載事項や雇用の有無を確認する書類の提示を求めることがあります。

⑥ 奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が行う建設工事の競争入札及び随意契約における業者の選定に申請者が送信・提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供することを承諾していただきます。

また、申請者には、広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業団の競争入札（随意契約を含む）参加資格を取得することを承諾していただきます。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

⑦ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表することを承諾していただきます。

- ⑧ すでに経営事項審査を受審している場合で、今回の申請より2業種目として選択された希望する工事業種に対応する許可業種について経営事項審査を受審しておらず、追加の経営事項審査の申請が認められないときでも、建設業者カード（広陵町様式⑧-1）へはその希望する工事業種及び対応する許可業種のみを入力して提出してください。

受審していない許可業種については、次の経営事項審査を受審し、その結果通知書の写しを広陵町へ提出してください。

今回は経過措置として、その経営事項審査結果通知書の写しの提出を要件として、令和6年度及び令和7年度の広陵町の入札参加資格を認めます。

ただし、これは今回の申請で2業種目として選択された希望する工事業種のみ認められる措置で、2業種ともに認められるものではありません。

また、次の経営事項審査で当該許可業種を受審しなかった場合は、この許可業種に対応する希望する工事業種の申請を取消しします。

別紙

希望する工事業種及び建設業許可29業種の対応一覧

希望する工事業種	建設業許可29業種
0100 土木一式 (公道下等の下水道の配管工事を含む)	1 土木一式工事
0200 建築一式	2 建築一式工事
0300 舗装	13 舗装工事
0400 鋼橋(上部工)	11 鋼構造物工事
0500 PC(上部工)	1 土木一式工事
0600 造園	23 造園工事
0800 電気設備	8 電気工事
0900 暖冷房衛生設備	9 管工事
1100 塗装	17 塗装工事
1200 道路等維持管理	1 土木一式工事 13 舗装工事 ※ 上記より1業種以上を選択してください
1300 しゅんせつ	14 しゅんせつ工事
1600 さく井	24 さく井工事
1700 機械設備	20 機械器具設置工事
1800 通信設備	22 電気通信工事
1900 上下水道設備 (上水道、下水道汚水枡設置等)	26 水道施設工事 9 管工事 ※両方を選択してください
2000 交通安全設備	1 土木一式工事 5 とび土工コンクリート工事 8 電気工事 11 鋼構造物工事 17 塗装工事 22 電気通信工事 ※ 上記より1業種以上を選択してください
2100 その他	希望する許可業種を選択してください

※希望する工事業種に対応する許可業種が複数ある場合は、その内1業種以上を選択してください。
ただし、上下水道設備の場合は水道設備工事と管工事の両方を選択してください。